

平成26年度第6回 八千代市子ども・子育て会議議事録

開催日時 平成26年12月19日（金）午後2時30分～午後4時30分

場 所 八千代市役所 旧館4階 第2委員会室

議 題 （仮称）八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案について

出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、
友森恵美子委員、藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、
藤澤彩委員、田中宏行委員
事務局 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査、
齋藤主任主事、佐源田主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、
山形主任主事
〈子ども相談センター〉藤山副主幹
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈すてっぷ21 大和田〉岡田副主幹
〈児童発達支援センター〉大山主査
〈商工課〉木下主事
〈指導課〉小林指導主事
〈地域計画連合〉渡邊

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 4名

【議事録】

河原主査：ただいまより平成 26 年度第 6 回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。会議に先立ちまして委員の皆様にお伝えします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により、会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも合わせてお伝えいたします。また、本日は事業計画策定に向けて業務の一部を委託しております株式会社地域計画連合の方に同席していただいておりますのでご了承ください。

次に会議資料についてご報告します。先日、事前に郵送させていただいております資料 26-6-2「第 5 回子ども・子育て会議における（仮称）「八千代市子ども・子育て支援事業計画」（素案）に関する記載の修正を求める意見と市の対応方針一覧」についてですが、誤記・脱字等がございましたので、本日机上配付させていただきましたものと差し替えていただきたいと思います。大変失礼いたしました。それでは八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

中山会長：皆さんこんにちは。定刻が 30 分遅れましたので、その分会議を円滑に進めていきたいと思いますが、委員のご協力・ご発言も含めてお願いしたいと思います。では条例の規定により議長を務めさせていただきます。ただいまの出席者数は 8 名でございます。八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数には達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第の通り、仮称ですが八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案についてであります。始めに事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございます。本日中心になるのは、前回配られた素案と本日配られている素案だと思います。ではこれより「（仮称）八千代市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について事務局より説明を求めます。よろしくをお願いいたします。

須藤副主幹：それでは事務局より本日の議題、「（仮称）子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、前回の会議で皆様からご意見をいただいたものについての修正等に関するご説明をいたします。お手元に資料 26-6-1「（仮称）子ども・子育て支援事業計画（素案）」、資料 26-6-2「第 5 回子ども・子育て会議における（仮称）八千代市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する記載の修正を求める意見と市の対応方針一覧」、また、前回の会議資料 26-5-1「（仮称）子ども・子育て支援事業計画（素案）」をお手元にご用意ください。

それでは修正等についてご説明いたします。まず初めに 6 章全編に共通しております修正につきまして、ご指摘をいただきましたので、計画に関する趣旨は変わっておりませんが、記述における誤記・脱字、文言等を見直し、この素案全体に関しまして、同じ単語については、ひらがなと漢字の両方の表記であったものを統一し、見出しの書き方などを再確認し修正を行いました。更に増税等の延期など、国の動向に合わせ、修正が必要な部分に関し、6 章全編にわたりまして修正を行っております。

目次をご覧ください。目次におきましては、第4章「施策の具体的な展開」の基本目標1、基本目標2において、第3章の基本目標に関する修正を求める意見により修正を行いましたので、その反映がなされております。詳しくは第3章でご説明させていただきます。

次に、第1章、4ページをご覧ください。先ほど冒頭に述べましたが、誤字・脱字、または記述における文言の整理などの修正を行っており、第1章を例に記述に関する修正についてご説明します。1章「1. 計画策定の趣旨」について、6行目「子どもの元気がみえるまち」というところがございますが、前後の文章の流れから読み、文章の内容を再考し、基本理念であることを明確にするため、新たに「基本理念として」という修正しております。このように本事業計画素案の全編にわたり、記述文章について、趣旨は変えずその内容が明確となるように文言を加筆、修正しました。

次に5ページをご覧ください。「3. 計画の期間」についてですが、こちらも文章を分かりやすくするために文言の削除等を行い、文章を修正しております。また、計画の期間の図の中については、前回の素案では、八千代市第4次総合計画が上位計画であることから、この計画の期間に合わせ平成32年までという記述をしておりましたが、本事業計画の計画期間である平成27年から平成31年までを中心とし、他の部門の計画はその計画の終了期間を明確化した内容に修正を行っております。

次に第2章についてご説明いたします。

河原主査：それでは第2章「八千代市の子ども・子育てを取り巻く状況」についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

初めに、資料策定にあたり、コピー等の印刷の状況の関係でグラフ等の色が薄くなっているところもあるかと思えます。事業計画書として冊子にする際には、印刷所に依頼し、印刷製本をいたしますので、完成品はきれいに印字されますのでご理解いただきたいと思えます。それでは修正点についてご説明します。初めに第2章で共通して言える部分になりますが、グラフの配色と凡例の大きさの変更を行うとともに、各項目においてコメントを付けさせていただきました。またグラフについては、一部経年の推移が分かるもの等に変更しております。

それでは資料26-6-2の4番の報告になりますが、19ページと20ページをご覧ください。こちらのグラフについてですが、受給対象児童数・受給理由について全体に占める割合の推移について分かるものとしておりましたが、上段の表との整合性を図り、人数の推移が分かるような形に変更しております。

続いて22ページをご覧ください。こちらにつきましては、前回の会議において平成25年度の虐待に関する相談件数について、相談者は分類されているのか。どなたが相談されたのか。自分で子どもに虐待してしまう等々の不安からの相談や、実際に近所で虐待事件が起こっているかもしれないという相談など、いろいろあると思う。また、八千代市の場合もどこか公的機関、警察などいろいろなところに訴えられた件数について委員からご質問がありました。相談経路、相談の種別、通告先について、子ども相談センターの藤山より報告をいたします。

藤山副主幹：では私から説明させていただきます。児童虐待の防止等に関する法律に、児童虐待の早期発見に努めなければならない。また児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告しなければならない通告義務が課せられています。そのことが浸透したこともありまして、相談件数は増えている現状にあります。ご質問の通告先についてですが、

八千代市の場合、まずは市役所子ども相談センターが通告先になっておりますが、子どもの分離を必要とするような重症事例は児童相談所、緊急を要する場合は警察が通告先となっております。次に相談経路についてですが、警察や病院、保育園や学校、関係機関・家族・近隣・児童本人等 19 に分類しています。件数の約 50%は児童相談所に入ります。児童相談所に入るうちの 40%は警察からです。近隣からが 17%。お父さんやお母さんからが 10%となっております。子ども相談センターには母子保健課の保健師からが 26%、保育所からが 10%、学校からが 13%、医療機関からが 6%、近隣からが 3%、お父さん・お母さんたちからは 20%となっております。児童相談所には、警察や近隣からの通告が多く、子ども相談センターには関係機関や父母からの通告・相談が多い状況にあります。最後に、相談の種別についてですが、素案の 22 ページに示した通り、相談内容によって 9 つに分類しています。お母さんたちから本に書かれている通りに育たない子どもにどのように対応してよいか分からない、虐待してしまいそうという不安を抱えての相談や、いらいらして叩いてしまった、もう育てられない、あるいは、言うことを聞かない、どうしついたらよいか分からない、子育てに自信がないなど相談は多岐にわたりますが、その相談内容や事実に基づいて種別は分類して対応しております。

河原主査：続きまして、資料 26-6-2 の 5 に移ります。24 ページをご覧ください。こちらの表につきましては、前回の会議でお示した表について、0 の数字が並んでいて非常に見にくいというご指摘がございましたので、ゼロを取り除きました。6 以降については須藤から説明します。

須藤副主幹：それでは 21 ページをご覧ください。資料 26-6-2 の 6 番目、「9. 心身障害児の現状」に関して、「(1) 知的障害児（療育手帳所持児）の入所状況、(2) 身体障害児の入所状況について、幼稚園での障害のある子どもの受け入れが少なくなっているが、これは判定されている子どもたちのデータで、判定を受けていない子どもたちの早期発見とネットワーク、個別指導が必要な子どもの受け入れ体制の充実が重要となる、ボーダーラインにある発達障害の子どもの受け入れについて、何らかに入れてほしい」とのことでございました。本データについては、障害療育手帳等、また身体障害者手帳等を持っている子どものみ集約されていることから、このデータについてはこの内容で限界となりますので、原案の通りといたします。

また、このグラフでの修正ではございませんが、このデータ等に関連し、5 歳児健診に関する記載についてのご意見をいただきましたが、この内容につきましては第 4 章でご説明したいと思います。

また、(1) と (2) のコメントの表記の統一ということで、(2) 身体障害児の入所状況におきまして、「児童が一番多く在籍している」という表記がございますが、こちらを「通園・通学している」との表記にご修正をお願いしたいと思います。修正が間に合わず申し訳ございません。

続いて第 3 章の修正についてご説明します。第 3 章にご意見をいただいておりますのは、28 ページです。28 ページの「3. 基本目標」の全体を通して、基本目標の記述について主語が記載されていない。主語が全て子どもや保護者だとすれば、基本目標 6 と 7 については文言が合わないとのことについては、本事業計画はそれぞれの基本目標に沿ったまちづくりを市が目指す内容となっておりますことから原案の通りといたします。それぞれの基本目標の初めに、「八千代市は」を、最後に「まちづくりを目指します」との文言を入れ

ていただくと、実施主体である市が目指す目標となっておりますことが明確となりますので、原案の通りとさせていただきたいと思えます。

続きまして、「3. 基本目標」の基本目標1について、「全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりの意志が尊重される」と前回の素案にはございましたが、尊重されるのは意志ではなく、存在そのものを尊重するべきではないか。なぜ本計画では意志のみが尊重されることになっているかとのことから、基本目標1は、八千代市次世代育成支援後期行動計画における基本的視点2の子どもの意見表明、参加の保障の視点を基本目標に包含したため、意見表明や参加の権利を保障することを強調する形となっておりましたが、ご指摘の通り、他の権利との整合を図り、「意志」を削除いたしました。

次に基本目標2をご覧ください。基本目標2につきましては、充実した教育・保育を選択することができることあり、質と量の両方の充実を言いたいと思うのだが、充実したという表現はいかなものかとのことから、基本目標2の教育・保育を選択することができる点につきましては、質の確保は量の確保を包含すると考えられ、意味の明確化を図るため、「充実した」を「質の高い」と修正いたしました。こちらの基本目標の修正につきましては、「4. 施策の体系」の中の基本目標の中にも同じく修正を反映させていただいております。

続きまして第4章に関する修正についてご説明いたします。32ページをご覧ください。基本目標1の現状と課題について。現状と課題の記載内容が、虐待に関する現状と課題に偏っているように思うので、再考いただきたいとのことから、基本目標1の現状と課題については、施策の方向1-1から1-4に関する現状と課題を記述すべきところでありましたが、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会の検証結果に基づき、子どもの命が守られることを第一の課題と考え、児童虐待に関する内容を強調する形となっておりましたことから、32ページの基本目標1の現状と課題については、1-1から1-4の施策の方向に共通する現状と課題の内容を、また、35ページの「施策の方向1-3：児童虐待の発生予防と再発防止」に関する現状と課題内容に分けて記載することといたしました。施策の方向1-3には、前回の素案に書かれておりました全国的な児童虐待の発生の状況と、また本市の今の状況を加筆しております。

次に33ページをご覧ください。(1)①「子どもの権利に関する条例の制定の検討」について、制定という形にできないか。制定の検討は何年もされていると思うとのことにつきましては、子どもの権利に関する条例の制定の検討は、平成26年度の八千代市子ども人権ネットワークの検討結果の報告を受け、具体的に更に検討を行っていくこととなりますことから、原案の通りといたしたいと考えております。

続きまして同じページの(2)③「スクールカウンセラーによる相談の実施」について、スクールカウンセラーだけではなく、スクールソーシャルワーカーを配し、心の問題だけではなく、家庭環境を整えるような介入を検討してほしいとのことでした。事業と概要に関しては、平成26年度から千葉県内の各教育事務所に県の配置により1名のスクールソーシャルワーカーが配置されており、管内の学校の要請を受けて活動を行っております。八千代市の場合は、葛南教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーへ支援を要請し、必要に応じ相談等への対応を図ることができるとのことから、スクールカウンセラー等と修正しました。

次に34ページをご覧ください。施策の方向1-2「子どもの意見表明と参加の促進」の(1)

について、公園の整備、遊具の設置等の際は、小さい子どもや障害のある子どもなど、意思を伝えにくい子どものために遊びの専門家の声などを聞いてほしい。外遊びや素材の利用の仕方などの工夫の方法を教えるような遊びの専門家の配置について記載をお願いしたいことから、(1) ③「子どもと地域住民の参画の推進」にこの内容を記載しており、原案の通りといたします。なお、公園の遊具の配置については、まず都市公園法における安全基準に基づき設置されており、子どもの動きが考慮され安全に配慮したものとなっております。また、公園における大規模改修や新設等においては、専門家らの助言を受け、また、地域の住民や子どもたちの参画を得て、意見を伺うなどの取り組みを行っているとのことでした。

次に 39 ページをご覧ください。施策の方向 1-4「支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実」の(4) ①、②について、まず「(4) 不登校・引きこもり児童等への対応の充実を図ります」とあるが、障害のあるお子さんに関する施策よりも内容が薄いような印象がある。担当課が定期的に巡回する、あるいは福祉の専門家等による事例検討を教員研修等に入れるなど、研修内容を厚くしてほしいとのことから、概要についてより具体的な記載に努め、(4) ①の概要については、「相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等」を加筆しました。また、(4) ②の概要については、「問題行動を引き起こす児童・生徒」との記載を具体的な記載として、「子どもや保護者等からの就学・教育、青少年の非行に関する相談に対応し、関係機関との連携を図りながら問題を抱える子ども・家庭を」と修正しました。

続きまして 41 ページをご覧ください。基本目標 2 について、第 3 章での変更が反映されております。また、施策の方向 2-1「教育・保育施設等の整備」について、質の向上に関しても財源をしっかりと確保したうえで、国に先駆けて取り組むという文言を入れていただきたい、質の確保について記載していく必要があるとのことから、施策の方向 2-1「教育・保育施設等の整備」につきましては、質の維持・向上を趣旨としていることから、ご意見の通り施策の方向性をより明確にさせるため、「保育の質の向上に努め」と加筆いたしました。次に同じページの(3) ①「保育ガイドラインの活用」について、ガイドラインの活用だけではなく、保育の質の向上に努めます等の記載を求めたいとのことから、八千代市次世代育成支援後期行動計画との整合性から、当初、「利用しやすい保育園づくりを推進します」と記載しましたが、そもそも質の維持・向上を趣旨としていることから、ご意見の通り、施策の方向性をより明確にさせるため、「利用しやすい保育園づくりを推進します」との文言を、「保育の質の向上に努めます」と修正し、概要におきましても「保育の質の維持・向上に努めます」と加筆しました。

同じページの(4) ①「認定こども園の設置に関する支援」をご覧ください。事業に記載されている内容から、認定こども園の普及促進を図りますということならば、待機児童の解消と併せ、地域の子育て支援を行いますとの記載は不適切ではないかとのことから、この(4)につきましては、次世代育成支援後期行動計画との整合性から、「待機児童の解消と併せ、地域の子育て支援を行います」と記載しましたが、施策の方向性をより明確化させるため、「認定こども園の普及を図ります」と修正いたしました。

続きまして 43 ページをご覧ください。施策の方向 2-3「一人ひとりが大切にされる教育・保育の推進」の(1)「子ども一人ひとりを大切に、豊かな育ちを保障する幼児教育の充

実を図ります」について、八千代市幼児教育振興アクションプログラムを踏まえ、幼稚園・保育園等、小学校との連携について記載願いたいとのご意見をいただきました。幼稚園・保育園等、小学校との連携については、このページの2-3(1)①、2-3(1)②、ページが飛びますが、60ページ、6-1(3)④、第5章の81ページ、4の「(4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について」というところに記載しておりますことから、原案の通りといたします。なお、八千代市幼児教育振興アクションプログラムに関する内容の説明につきましては、第4章の修正等のご説明後に行います。

それでは次に46ページをご覧ください。26-6-2の資料は、2枚目の一番下段、ちょうどナンバー20までご説明しております。続けてご説明させていただきます。46ページの基本目標3「安心して子どもを生き育てることができる」についての現状と課題について、「理想の数の子どもを持つとしない夫婦も多くみられます」という記載について再考いただきたいとのことから、このご意見の通り、こちらを「理想の数の子どもを持たない夫婦」に修正しました。

続いてナンバー21、56ページをご覧ください。基本目標5「仕事と子育てを両立することができる」の現状と課題について、両立支援というのは母親だけの問題ではなく、両親の問題であることから、「父親の子育て意識の醸成を図り」に父親と母親の両方を記載していただきたいとのことから、この現状と課題の、両立支援に関する記載につきましては、当初ご意見の通りと考えましたが、本市で実施しましたニーズ調査で13ページの間8は父親の就業状況がほとんどフルタイムで働いており、育休、子育てに関わりづらいという結果が出ており、これを強く意識しすぎた記載となっております。ご意見の通り、男女で子育てする意識の醸成は、もっとも基本的な考え方であり、更に社会全体で子育てを支えていくことの意味を明確にするため、現状と課題の部分では、「父親の」を削除し、「子育て意識の醸成を図り」との記載では、社会全体に対しての内容という形で修正いたしました。

次にナンバー22、58ページをご覧ください。基本目標5「仕事と子育てを両立することができる」の基本目標5-2「仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実」について、「父親が育児休業を取得しやすい」となっているが、父母、あるいは保護者、両親共にという形に変えていただきたいとのことから、育児休業に関する記載につきましては、当初ご意見の通りと考えておりましたが、ニーズ調査で13ページの間8において、やはり父親が育児休業等を取得できないという状況がございましたので、その結果を強く意識した記載になっていました。ご意見の通り、男女の差異なく、育児休業が取得できる環境を確保するということは基本的な考え方であることから、「父親が」との記載を削除いたしました。

続きましてナンバー23、60ページをご覧ください。基本目標6施策の方向6-1「子育てネットワークづくりの推進」についてです。地域の子育て支援に関して、ネットワークのあり方について、どこかに記載されていたように思うが、幼稚園・保育園・認定こども園についても地域子育て支援センター的な役割が期待され、幼稚園が地域子育て支援センター的な役割を担っていることなどを記載していただきたいとのことから、地域の子育て支援に関するネットワークの記載については基本目標6施策の方向6-1「子育てネットワークづくりの推進」において、「家庭や地域、企業、学校、幼稚園・保育園等が連携を強化する」との記載をしておりますことから、同ページ6-1(3)②「地域子育て支援センターにおける支援の充実」に、「市内の幼稚園・保育園・認定こども園等の連携に努め」と加筆しま

した。

続きまして 61 ページをご覧ください。ナンバー24 になります。施策の方向 6-2「子ども・子育て支援のための人材育成」の(1)①「子育て支援に係る人材の育成」について、おにいさん・おねえさん子ども電話相談とあるが、同事業の目的は子ども自身が自由に相談できることの支援であり、子育て支援のための人材育成が目的ではないと考えることから再確認いただきたいとのことから、おにいさん・おねえさん子ども電話相談の目的は、子ども自身が自由に相談できるよう、子どもとの年齢にも近く人生の先輩でもある大学生の協力を得て実施しておりますことから、基本目標 1 施策の方向 1-1 (2)「子ども自身が自由に相談できる体制を充実します」の①「おにいさん・おねえさん子ども電話相談の実施」に記載し、その事業目的についても直接人材育成でないことから、本項目とは合致しないと判断しましたので削除しました。

続きましてナンバー25、63 ページをご覧ください。基本目標 7 施策の方向 7-1「子どもにやさしい自然環境の整備」で、環境汚染を未然防止することについて、全てを市民と協働することは難しいと考えることから、「市民と協働して」の記載についてご検討をいただきたいとのことでしたため、子どもにやさしい自然環境の整備における市民との協働との記載については、不法投棄の通報やごみゼロ運動などの取り組みを想定しておりましたが、環境汚染の未然防止の全般を市民と協働することは困難であることから、文中より「市民との協働」を削除しました。

続きまして同ページの(1)をご覧ください。こちらも施策の方向 7-1「子どもにやさしい自然環境の整備」について、と同じように、環境汚染を未然防止することについて、全てを市民と協働することは難しいと考えることから、環境汚染を未然に防止できる施策を「市民と協働して推進します」との記載についてご検討いただきたいとのことから、施策の方向 7-1 の修正と同じように、市民との協働については不法投棄等を想定しておりましたが、環境汚染の未然防止を協働することは困難であることから、「市民との協働」を削除しました。

以上が前回委員の皆様からご意見をいただいた第 4 章の修正でございます。ここで八千代市幼児教育振興アクションプログラム等に関することについて、葛原より説明させていただきます。

葛原主査: それでは八千代市幼児教育振興アクションプログラムについてご説明させていただきます。八千代市には、以前、公立幼稚園が 1 園ございましたが、平成 20 年に八千代市立しろばら幼稚園あり方検討委員会において、公立幼稚園の今後のあり方の検討を行いました。その委員会から、市として幼児教育の方向性を定めた計画を策定するようとの提言がございましたことから、平成 21 年に八千代市幼児教育振興プログラム検討委員会を設置し、平成 22 年 3 月に八千代市幼児教育振興プログラムを、平成 23 年 3 月には同プログラムの実行計画として、八千代市幼児教育振興アクションプログラムを策定しました。八千代市幼児教育振興プログラムの内容としましては、①人間形成の基礎を培う幼児教育の充実、②幼稚園・保育園等と小学校の連携、③家庭や地域社会の教育力の再生・向上という 3 つの基本方針を掲げております。また、八千代市幼児教育振興アクションプログラムでは、この基本方針に沿った具体目標の実行計画が記載されています。まず、はじめに①人間形成の基礎を培う幼児教育の充実については、人間形成の基礎を培うには、様々な世代との交流や関わりが大切であるとか、障害を持った子どもへの対応や支援等が記載されています。次に

②幼稚園・保育園等と小学校の連携については、連絡協議会を設置することなどが記載されておりました。この連絡協議会につきましては、協議会の設置について連絡協議会準備委員会を設け、意見を伺ったところ、「まずは、情報交換会にしましょう」ということで、情報交換会として意見を交換することといたしました。この情報交換会においては、幼稚園や保育園等から園児を小学校へ送り出す際の引き継ぎ、指導要録の渡し方等について意見を交換してまいりました。それから③家庭や地域社会の教育力の再生・向上については、地域との関わり方、地域子育て支援センターとの連携、地域の人材の活用、本市の自然の活用等を記載してございます。

評価・検証につきましては、評価を行う会議体がないことから、担当課で行っております。現在は、最終年度にあたり、評価・検証を行っているところであり、ホームページ等の公表を検討しております。また、同計画の今後については、子ども・子育て支援事業計画に包含し、一体的に進めてまいりたいと考えており、例えば、本事業計画素案の 37 ページの 1-4 の (2) ①児童発達センター運営事業の充実に、「障害のある児童への対応やその家庭への支援の充実に図ります」ということで、いくつかの事業が記載されておりますが、この部分は同アクションプログラムに記載されております障害児、及び特別な支援が必要な子どもや保護者への対応と方法についてと同様の内容となっております。

次に 43 ページをご覧ください。43 ページの施策の方向 2-3 「一人ひとりが大切にされる教育・保育の推進」で、(1) の①②では、同アクションプログラムに基づいて、連絡協議会等を設置し、公開保育・公開授業や保育参観・授業参観等の情報を発信し、幼稚園教育・保育士・小学校教諭が相互に参観できるような体制づくりとか、幼稚園・保育園等、小学校との連携について記載しております。

なお、5 歳児健診につきましては、同アクションプログラムにおいて「先進市等の情報を調査・研究し」と記載されております。現在、本市では小学校に入る前の秋に就学時健診がありますが、それよりも更に半年ぐらい前に健診を実施することを 5 歳児健診といいます。また、5 歳児クラスに進級した春、または 4 歳児クラスの年度末ぐらいに健診を行うことで、幼稚園の間に特別に支援が必要な子どもたちに支援ができるのではないかとということから、5 歳児健診に取り組んでいる市町村・自治体もございます。厚生労働省による 5 歳児健診について市町村の状況をまとめられたデータがございしますが、まだまだ実施している市町村は少なく、近隣では流山市、我孫子市、成田市等で 5 歳児健診を実施しております。この健診は、幼稚園や保育園に通っていない子どもが対象であり、年間 20 人に満たない状況とのこととございます。

本市と同規模の市、または、規模の大きな市では未実施のところが多い状況であります。今後は、教育委員会、母子保健課、児童発達支援センター等と連携を図りながら、国の動向を注視して研究を進めていきたいと考えており、原案の通りとさせていただきたいと思っております。

河原主査：続いて第 5 章について、資料 26-6-2 のナンバー 27、事業計画についてご説明します。資料 26-6-1 の 68 ページ以降となります。

前回の会議においてお示した本事業計画（素案）についてですが、教育・保育の確保方策につきましては、10 月末時点での幼稚園・保育園等の事業者の意向を踏まえて検討した結果を記載しておりました。前回の会議直前に、平成 27 年 10 月に予定していた消費税の 10%への増税が延期されたことに伴いまして、再度、市内の幼稚園・保育園等の事業者に

新制度への移行について調査を実施しました。その結果、平成 27 年度当初では、現在市内に 3 つの幼保連携型の認定こども園がありますが、こちらは全て解消する方向で今検討しているということですので、そのうち 1 園が単独で認定こども園になる予定だということです。他に幼稚園と保育園を統合して幼保連携型の認定こども園となる予定というのが 1 園、保育園から幼保連携型認定こども園になる予定という園が 1 園です。平成 28 年度につきましては、幼稚園のうち 1 園が認定こども園への移行を検討中とのこと。平成 29 年度から 31 年度までの間につきましては、移行する予定の事業者は基本的にはいらっしやらないということなのですが、消費税の増税に伴って、より保育の質の改善が行われる年度に併せて、新制度への移行を検討しているという園が幼稚園のうち 1 園でございました。

以上のことを踏まえまして、再度、教育・保育及び地域型保育事業の確保方策を検討いたしました結果が 71 ページと 72 ページになります。確保方策の内容といたしましては、前回お示した内容とほぼ変更点はございません。具体的な内容といたしましては、小規模保育事業等の地域型保育事業による確保に努めてまいりたいと考えております。なお、計画の中間年度である平成 29 年度において、その時点での待機児童の状況等を勘案いたしまして、確保方策の見直し等を検討してまいりたいと考えております。

続いて 73 ページ以降の地域子ども・子育て支援事業につきましては、大きな変更点等はありません。80 ページの上段に、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について追記をいたしました。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の第 59 条第 8 項に、養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）とされておりますことから、79 ページ下段の養育支援訪問事業と 2 つに分けて記載させていただきました。本市といたしましては、現在も取り組んでおります八千代市要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組み強化と、調整機関の機能強化に努め、引き続き虐待が起こらないような環境づくりや発生予防、早期発見・早期対応・継続支援ができる体制づくりを推進してまいりたいと考えまして明記させていただいております。第 5 章についての説明は以上となります。

ナンバー 28 につきましては、第 6 章のことが書いてあるのですが、特にご意見等がありませんでしたので、説明等はありません。以上が第 5 回子ども・子育て会議における「（仮称）八千代市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関します委員の皆様からいただいたご指摘等に関する市の修正等の対応についてとなります。

中山会長：ありがとうございました。ただいまお話がありましたように、仮称ですが八千代市子ども・子育て支援事業計画（素案）、前回の会議の時に委員の皆様から出された意見等につきまして修正が加わったもの、あるいは検討が、今の報告の中でありました。また、大きな動きとして、消費税の増税延長に伴うことから、全体的な移行を踏まえ、かつ確保の内容についての検討の結果が述べられました。今日、かなり広範囲にわたる内容の説明でありましたけれども、委員の方々はこちらをお読みいただき、かつ、今の説明を踏まえて、これから質疑応答をしますが、この案はパブリックコメントにかけるということが大きな目的になっておりますので、本日、示された素案につきまして、活発なやりとり、意見交換をしたいと思っております。自由にどこからでも結構ですのでご発言をしていただければと思います。いかがでしょうか。

藤澤委員：幼稚園連盟の藤澤です。私は、八千代市次世代支援行動計画推進協議会の方と両方委員をやっているのですが、次世代育成支援行動計画推進協議会の中で、大きく要望されてきた

のが子どもの居場所の問題なのです。放課後のこともそうです。それから中高生の居場所に関しても、児童館をつくってほしいという要望はずっとあったのですが、予算的なものから難しいということで、いろいろな施設を利用して居場所を確保できないかということだけでいぶん要望が出されてきました。この中にも 53 ページ、54 ページあたりで居場所のことが出されているのですが、項目立てが基本目標 4 ということで、子どもや親が共に学び成長することができるというカテゴリに入っていて、どうもちょっと違うのではないのかなという気がするのです。

それで、子どもが学び成長するカテゴリと、親が学び親として成長するとは全然違うカテゴリなのではないかと私は何度か読んでいて思うのです。少し後でまた申し上げますが、親が親として学んでいくというのは、また非常に大事なことで、それはそれで別なカテゴリ、それから、子どもが地域の中で学び成長するというのは、やはり居場所の問題と非常にリンクをするので、やはり別なカテゴリで章立てしてもらえないかなというのが 1 つの願いです。

それで、例えば 54 ページのあたりは、居場所の問題ですので、もうちょっと地域、それから世代間の交流、これはもう別立てにしてもらって、子ども自身が地域の中で学び成長することができるという形で、目標を新たに、少しカテゴリを上を上げていただきたいです。ここから親は抜いて、子どもが地域の中で学び成長できるということで入れていただければ、例えば放課後子ども教室が載っていたかと思うのですが、学童保育の問題と放課後子ども教室の問題というのは 45 ページのあたりですが、学齢期の放課後支援の推進となっており、学童保育所は、これは児童福祉法で確保しなければならない事業で、必ず福祉として行わなければならないもので、放課後における居場所はやはり別立てのところ、再掲になるかもしれませんが、特に 45 ページの (3) は、子どもの居場所としてきちんと整備していただきたいと思います。付け加えて、放課後子ども教室、7 区域のバランスに配慮のうえ、各区域 1 校の整備を目指すではなく、全校で整備をしていただきたいです。他の学校に行って遊ぶというのは考えられないことです。自分の学校で残って遊ぶ、お友達と一緒に活動できる放課後の居場所がある、全ての子どもに保障するというのが非常に大事ですから、全校配置を目指すという形で取り組んでいただけないかと思うところです。それが 1 つ居場所の問題です。

それから、60 ページの 1 のところ、(1) ②で、「八千代子育て応援メッセージの普及」とあるのですが、私の不勉強かもしれないのですが、八千代子育て応援メッセージというのが何なのかというのを 1 つご回答いただきたいです。その普及にお金を掛けるとすればもったいないことではないかなという気がします。

それから、「子育て支援ボランティアの促進」というのが (2) ②にあるのですが、今度の新しい制度の中で、子育て支援員の育成が国の事業の中で入っていたかと思います。それについて八千代市では、あまり積極的にはなさないというのは聞いているのですが、この子育て支援ボランティア、それから子育て支援員、そのあたりの関連性はどうか、子育て支援ボランティアは結構なのですが、その方たちの研修、あるいは質の向上についてはどのようにお考えなのかをお伺いしたいです。

中山会長：3 点大きな問題がありましたので回答をお願いしたいと思います。まず居場所に関係する記載の在り方、子どもと親は異なるのではないかということについて、まとめ方を整理してはどうかというご指摘だったかと思います。それから 2 点目は、実際に放課後子ども教

室の問題が大きなものとして出されました。全校で設置できないかということでした。それから3点目が、今の子育て支援員、ボランティア関係や、それから子育て応援メッセージなどが実際にどうなっているのか。60ページに関係することが3つ目のご質問だったかと思います。回答をお願いします。

須藤副主幹：まず子どもたちの居場所づくりについてご説明させていただきます。基本目標4「子どもや親が、共に学び成長することができる」の施策の方向4-1「多様な体験活動と地域活動の充実」の中の(3)、素案の54ページをご覧ください。「子どもたちと一緒に、子どもの居場所を地域につくりまします」と記載されており、この項目の放課後子ども教室の拡充ですとか、放課後子ども教室校外型の開催、また、青少年学校外活動支援事業の実施という中では、地域の方々のご協力をいただき、社会教育の一面も含めながら、また、親子も一緒にその活動の中に参加していただくということで、子どもたちだけの居場所ではなく、親もまたその居場所づくりに参加していただくという方向性が国等からも放課後子ども教室の推進にあたって、そのような視点を重々大事にするようにということが示されております。ですからあえて、親と子、また地域がつながるといことも大事に考えていきたいと思ひ、子どもたちだけの遊び場をつくるということではなく、そこに親も地域も参画できるようにということで、この内容の構成といたしました。

また、親が親として成長するという内容につきましては、46ページをご覧ください。基本目標3「安心して子どもを生き育てることができる」という内容に、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援をしていくという中で、親が親として育つために、学習の機会や場の整備を行うという形でここに明記されております。

さらに、先ほどの45ページの学齢期の放課後支援の推進についてですが、この中の(3)「全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる環境づくりを推進します」の①は、先ほどの放課後子ども教室と学童保育所が、一体的な実施に向けた取り組みを進めることで、学童保育所は生活の場であり、放課後子ども教室は遊びの場の提供でございますが、本年26年7月に「放課後子ども総合プラン」が文部科学省と厚生労働省の連名で通知が出されております。今までは学童保育所と放課後子ども教室推進事業という2つの事業がございましたが、今後は放課後子ども総合プランにおいて、2つの事業を一本化することとなっていくわけでございます。この一体的にというのは、授業終了後からお子様がお家に帰るまで全て一緒にいるということではございません。放課後子ども教室と学童保育所が併設されている学校の中で一緒に遊べる時間、共有する空間等がありましたら、それを一緒に活動できるということを視野に入れて進めていってほしいということでございます。

また、放課後子ども教室が学校内にあり、学童保育所が学校の外にある場合、または、その逆ということは今のところはございませんが、そのような場合も年に何度か交流を行っていくことであれば、一体的に実施されているという見方もできるということを文部科学省の方に確認を取っております。今後、本市におきましても、国の動向に即しまして学齢期の放課後支援を進めていきたいと考えております。

また、(2)「放課後における子どもの居場所の確保を図ります」という内容につきましては、この放課後子ども総合プランにおいて、次世代育成支援行動計画が10年延長になりましたので、この次世代育成支援行動計画を策定する市町村においては、その中で平成31年度までに目指す放課後子ども教室の量的なものを計画のどこかに位置付けるように

ということが通知されております。本市におきましては、次世代育成支援行動計画と、こちらの子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定するという方針に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画の(2)では、平成31年度までに目指す目標量として、市内7区域のバランスに配慮のうえ、各区域に1校ずつの整備を目指しますという内容を記載しております。これは7校、開設すれば終わりということではございません。平成31年度を目指して、このような形で取り組んでいきたいという内容になっています。

現在、放課後子ども教室につきましては、3つの区域で1校ずつが実施されておりますので、やはり区域が偏ることがないように、教育委員会との連携の下、まだ放課後子ども教室のない区域等、7区域のバランスを考え、教室を設置していきたいという考え方に基づいて記載されております。現在の状況では、先ほど委員がおっしゃった通り、自分の学校がないから利用できないということも多くございますので、そのことも視野に入れて、余裕教室の状況等も勘案しながら、市内全域の学校へ事業を展開してまいりたいと考えております。

また、八千代子育て応援メッセージについてですが、こちらは皆様のお手元に資料がないのですが、八千代市次世代育成支援後期行動計画の資料編の中に、「子育ては助け合い今も昔もこれからも… 子どもの笑顔は みんなのしあわせ」との絵と文言がございます。これは市民の皆様から子育てに関するメッセージを公募し選定された作品が記載されております。現在、やちよ子育てハンドブックにも同様に記載されております。八千代子育て応援メッセージは、社会全体で子育ての喜びを分かち合い、また八千代市の子どもの元気がみえるまちという部分で、笑顔が子どもや家族に、そして市全体に広がっていくことを願ってつくられたメッセージです。まずは、やちよ子育てハンドブックを通して、市民の皆様にも周知を図っていきたいという内容で記載させていただいております。

子育て支援員の関連につきましては、国の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。次に子育てアドバイザーに関しまして、本市の地域子育て支援センターの役割として実施しながら、また人材育成等の研修につきましては、地域型保育事業の状況を見ながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

中山会長：詳しくありがとうございました。

藤澤委員：ではお願いなのですが、基本目標4が52ページの最初に掲げているのですが、ここでは地域との関わりをおっしゃっているのだと思うので、そこに1つ、例えば、「子どもや親が、地域の中で共に学び成長することができる」など、地域との関わりを何らかの形で入れていただけないかご検討をいただきたいです。

それから、施策の方向の中で、居場所というのがせつかく(3)に丁寧に書かれているわけですから、やはり居場所というのは大変重要なキーワードですので、このタイトルの中に居場所と入れていただくか、施策の方向で4-1、4-2となっておられるので、4-1に何らかの形で居場所というようなものを入れていただけないかということをご検討いただきたいと思います。

中山会長：今、藤澤委員がいろいろ熱心に見ていただいて質問があったように、他の委員の方も、ここで議論して最終的にどうこうということではなくて、共通の理解を踏まえて、そのうえで最終的なパブリックコメントの前の検討ということになってきます。ですから、今の委員の指摘については、また改めて検討されるものと考えますが、それについては今日の冒頭の話があったように、ある程度、整合性を見て整理していくということがありますから、

委員のご発言はもちろん記録されますし、そのことは尊重されるわけです。全体は後で見なければいけません、そのようなことを踏まえて各委員から意見を述べていただければありがたく思います。

阿部委員：学齢期の子どもを持つ親にとって、放課後の子どもの居場所というのは、今ずっとお話があったように、一番大きな関心事というか、市にいろいろやっていただきたいことだと思います。それとプラスして、何回か前にお願ひしたのですが、長期休業中の子ども、例えば夏休みとか冬休みの子どもの居場所がやはりものすごく大きな関心事だと思います。この中で言うと、それは今後どのように改善されていくのかなと、これを市民として見た時に、45 ページの (1) の①「学童保育所の拡充」の「一時利用の実施に向けて」というその一時利用がそのようなことに当たるのかなと推測してみたりしています。あとは児童館をこれから検討していくというところでは、54 ページのところ⑤児童館の設置の検討というのがあるのですが、夏休みだったらそのような児童館、公共の施設などが開いていて、子どもが自由に安全に通えるのかなと推測します。長期休業中の子どもの居場所というのは、言葉としてはやはり載るのが難しいのでしょうか。市民としてはこれから良くなっていくのだなというのをどこから読み取ればよいのでしょうか。

河原主査：今のご指摘についてはおっしゃる通り、「一時利用の実施に向けて」という中に含まれています。というのは、長期休業のことだけではなく、前からお話があった通り、スポット利用についても今後の展開としてどういった形にしていくかというのを十分検討したうえで、実質的に取り組みができる形を検討していきながら、両方を含めた形で一時利用としていますので、長期休業の利用についてはここに含まれているとご理解いただければと思います。

中山会長：今の阿部委員のご指摘は、それが一時利用という言葉で分かりにくければ、それを入れた方がよいというご指摘だと思います。その辺も踏まえて検討いただければと思います。これで十分に分かるならよいのですが、委員からあえてそのような発言があったということで、これも少し考えていただきたいと思います。

松井課長：かねてから、第1回目より阿部委員が今ご指摘になった内容について、毎回ご意見をいただいていることは重々認識しております。「一時利用の実施に向けて検討します」というところにつきましては、学童保育の一時利用について、方法論についてはまだ一定の方向を示しているわけではありませんが、この5年間の中で実現を図っていきたいという思いで書かせていただいております。「実施します」と言いましても、具体的にルールがはまっている状態ではありませんので、委員の第1回目からの意見を十分に踏まえて、市としてもその方向性をこのような形で書かせていただきました。長期休業の預かりなど、そういった形ではなく、スポット利用、すなわち例えば子育て家庭でパートに出ている、お子様が帰ってくるまでには帰ってこられるような勤務形態で働いているのですが、お仕事の都合で今日は残業をしてもらえないとか、そのような事情もあると思います。そのような時の利用を全て含めて一時利用という形の中で言葉をくくらせていただいております。ある程度いろいろなパターンが想定されますので、ここで具体的に記載するのは、その目的だけに一時利用を行うのかと取られる可能性もありますので、あえて明確にはなっていませんが、総体的にというか、総合的に取れる記述にしています。

続いて54 ページにつきましては、児童館の設置の検討ということでご質問をいただきましたが、児童館も子どもの居場所ということで、私どもでは一定の方向に絞らずに、例え

ばここに記載の通り、放課後子ども教室の拡充であるとか、他の方法によって当該目的が果たせる、また、それが有効に効果を現すとか、そのような形の中で一定の方向ということではなく、むしろ児童館の設置の検討ということの中で、いろいろな角度から検討して、子どもの居場所の確保を図っていきたいと思います。その思いは、45 ページを見ていただいても分かる通り、やはり学齢期、小学校に通われているお子さんについては、低学年は当然帰りが早いわけで、日が暮れるまで十分な時間があるという中で、同じ学校の中で言うならば学校に通う子ども同士、何とか施設を有効活用して、居場所の確保を図れないかという方向でも検討をしております。多角的に検討をさせていただいて、より良い方法の中で実施していきたいという考え方をもったの記載となっています。

そのような意味では、あまり明確ではないと思われるかもしれませんが、あえて明確に示す方が誤解を招くところもございます。市としてはそのような意向で、このような記載をさせていただいているところをご理解いただきたいと思います。

中山会長：ありがとうございました。このようにまとめる作業というのは結構大変なところで、各委員の発言されていることが背景に生かされて記載されているという今のご発言であると思います。その他の委員はいかがでしょうか。

櫻井委員：2 つあるのですが、まず 1 点目が 60 ページです。施策の方向 6-1「子育てネットワークづくりの推進」、(3) ②ですが、文中に子育てアドバイザーという表記があるのですが、そこに「(保育士)」とあります。通常、今までいわゆるこういった相談事業というのは、保健師や保育士という位置付け、そういった資格のある人がやってきたと思うのですが、ここであえて子育てアドバイザーと文面を変えたことに何か意味があるなら教えていただきたいと思いました。それがなぜかという、自分が縁あって東京都のある事業に参加させてもらっているのですが、東京都ではこころの東京革命といって、子どもを親がどのように育てていくのか、親が子育てを学ぶような機会というのがあって、そこにアドバイザーという形で私も参加させていただいています。アドバイザーとして参加するにあたっては、やはり傾聴して話を聞くとか、いわゆる教えるということではなくて、カウンセラー的な考えで、お母さんの中にある答えを導き出すということで、決してそれが討論の場にならないようにとか、そういった研修がきちんとあったうえで、初めてアドバイザーとなります。

そのため、もちろん八千代市にはたくさん優秀な保育士がいらっしゃると思うので、そういったところは心得て行くだらうという前提のお話かもしれませんが、研修などがあるかもしれないのですが、ここが保健師・保育士ではなくて、あえて子育てアドバイザーと表記されたことにはどんな理由があるのかと、それに伴ってきちんとそういった研修なり、資格なりがあるのかということをまず 1 つ確認させていただきたいと思います。

それと、今学童の話がずっと出ていて、私も最初から学童の話がずっと言っていたので、今更ながら言うのもあれですが、やはり一市民としてざっと読んだ時、正直な感想ですが、幼稚園、要は新しく認定こども園ができますよとか、そういったことは見えて実感として感じます。小さい子どもたちに対しての具体的な政策は見えています。けれども、では放課後の学童保育所の問題というのはすごく大きく、今八千代市でもたくさん挙がってきていると思います。私もすごくよく聞きます。息子が現在実際に学童保育所に行っていますが、もうパンクするなど、友達たちはとても不安がっています。来年度入れなかったらどうしよう、仕事を辞めなくてははいけない。やはり、本末転倒で、せつかく働く意欲のあ

るお母さんたちが子どもの預け先がなくて、そうしたら八千代市の税金も落ちるわけですよ。せっかくの市の財政が潤っていくために、働く意欲のあるお母さんたちが求めている場が、なぜこうも遅れていて、今実際に入れないうちの子どもがいて、それなのにまだ手が回せないのでしょうか。これはものすごくプライオリティが高いことだと私はとても感じています。先ほどあった話に追加して話して恐縮ですが、具体的に、先ほどの7区域の中に1校ということで委員からお話がありましたが、実際に7校ということは、生徒数で言ったら何千人ですよ。1万まで行かないまでも、近い人数に対して、1つ事業を行いますといっても、正直インパクトがあるのかどうか。ましてそれが1年生の子どもが片道30分、40分、1時間、知らない区域に行くということになります。区域外は行ってはいけませんという学校のルールがある中で、実際にそこへは行けません。利用できない提案であるならば、正直意味がないと思います。学校のルールで区域外に出てはいけない、ましてや4年生までは自転車に乗ってはいけないなど、学校のルールがあります。そのうえであちらの学校の放課後子ども教室はどうですかと言われても、それはちょっと無理な提案で、市民に寄り添った考えではないと正直感じました。

認定こども園が具体的にどうなる話があって、保育園がいろいろ認可だという話があるのはとてもよいことだとは思いますが、同じように具体的に今待たないで待っている子どもたちが過ごせる場所が、1つ2つでも何か具体的にここで何をしますと載せることは難しいかもしれないのですが、市民の代表として今回出させていただいているので、やはり会の際には声を大きくしてこの放課後支援のことは本当にどうか早急に対応していただきたいということを一市民としてのお願いをさせていただきたいと思っております。

中山会長：では2つありましたので、まず子育てアドバイザーの件からどうぞお願いします。

須藤副主幹：八千代市では妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援をとということで、この国の子ども・子育て支援事業計画等の内容をいち早く取り入れております。平成19年から各7区域、市内を7つに分けた各地域において、公立保育園の中に地域子育て支援センターを設けています。そこには地域を担当している保育士を配置してきました。そこで地域を担当している保育士と、保健センターの保健師が、つまり母子保健と保育が連携しまして、いち早くそのような子育て支援を行って来ました。その地域子育て支援センターの担当職員のことを、本市では、保育園のクラス担当の保育士と分けまして、子育てアドバイザーという名称を使っております。そのことから、子育てアドバイザーは、地域子育て支援センターで、母子保健と一緒に連携しながら、地域の中の子育てに対しての助言、また各地域において子育て関係者と情報交換等を実施していくための核となる職員という位置付けがなされています。そのようなことで子育てアドバイザーという名称が使われております。

また、研修等もおっしゃる通りいろいろな研修がございます。母子保健と一緒に、ケースカンファレンス等を含めて、通常の保育士とはまた違った形の研修や学びの場、また情報共有という形で、かなりこまめに打ち合わせや会議を行っているということですので、それは普通の保育園の保育士とは違った役割を担っているという説明が不足しておりましたので、ここで補足させていただきます。「子育てアドバイザー（保育士）」と書いてありますが、地域子育て支援センターの担当の保育士ということになります。これは八千代市独特の呼び方かもしれませんが、そのような名称ということでご理解いただきたいと思います。

中山会長：もう一点、先ほどから各委員から発言があることについてよろしくをお願いします。

松井課長：これは45ページの「(2) 放課後における子どもの居場所の確保を図ります」というところですね。多方面からアプローチをかけて、放課後の子どもの居場所をつくっていきますという形の中で、そのような意味の中でカテゴリーが分かれ、分散して書かれているということをご説明させていただいたところなのですが、こちらの記載の市内7区域のバランスを配慮のうえ、各区域1校の整備を目指しますというのは、これはあくまで本事業計画5年間の中においてです。早急に整備を進めたいという気持ちは私どももありますが、まず一体型で運営していく形についても準備を進めて、今後、実践に移していきたいという中で、ある意味では行政としても未知の領域に入っていく形になっていきます。なるべく安全・安心というものを確認しながら、事業を着実に進めたい気持ちがあります。気が焦るところはあるのですが、やはり安心・安全というところに眼目を置いて、着実に進めたいところです。

今、小学校は22校ございます。ここで計画通りに進めば、現在3校実施しておりますのであと4校、計7校作っていく形になり、約3分の1になるのですが、これで終わりだと申し上げているわけではありません。ここにお示した目標は、あくまでもこの5年間で市が最低限とらえた目標値として頑張っていきたいということになります。そのところは各区域に1校つくって7校で終わりにしますという意味ではないということです。これは5年間の事業計画であるということです。その辺をお含みいただいてご理解いただきたいと思えます。

藤澤委員：担当課が市長部局だけで、教育委員会はこれには関わらないのでしょうか。

須藤副主幹：放課後子ども教室推進事業につきましては、こちらは45ページの2-4「学齢期の放課後支援の推進」の説明文の2段目になりますが、「市内7区域のバランスに配慮のうえ、教育委員会の連携の下、放課後子ども教室の拡充に努め」と書いております。

藤澤委員：担当課には記載されないのですね。

須藤副主幹：担当課は主に元気子ども課という形になりますが、こちらは主に文部科学省への補助金等の申請を含め、事業を主体的に進めていくところが担当課となっています。教育委員会との連携も重視しています。

藤澤委員：そうであれば記載された方がよいのではないのでしょうか。

中山会長：いかがですか。その部署の問題ですが。

松井課長：確かに担当課の方でお示ししてもらいたいという話はあったのですが、担当課と言っても各学校という形になってくると思えます。ですから、あくまでも市長部局の子ども部というものが設けられておまして、総合的に、こちらの関係についてまず主幹として子ども部で担当させていただいて進めさせていただきますという形の中の記載になります。記載できないということはないと思えますが、他の記載との整合性というところから、元気子ども課、子育て支援課でお示ししたいということです。

中山会長：先ほどから学童保育関係、それから放課後における子どもの居場所関係の意見が多く出ているということは、これはそれだけそのような要望があるということがここでは確認できると思えます。パブリックコメントの前のところでいろいろ回答いただいたことで各委員は分かるわけですが、今後の期待と言うか、現状を踏まえた何か記載の仕方があれば、ぜひそのことを検討いただいた方がよいと思えます。

他にいかがでしょうか。

友森委員：17ページですが、まだ間に合えば、この資料を見た時に小学校と中学校の児童数の推移の

表ですが、数が多すぎて見づらかったのも、カラーではないので色で分けることはできないのですが、何か分けていただくともう少し見やすくなると思いました。

中山会長：いかがですか。この表の工夫ができるかということだと思いますが。

河原主査：学校の並び順なのですが、情報提供をいただいている番号順に並んでいるという状況です。この表については、例えば、1行おきに網掛けするという形で見やすくということは時間的にも間に合うと思いますので、方法について検討して皆さんが見やすい形で、前向きに修正を図りたいと思います。それを修正したものをパブリックコメントに掛けていきます。

中山会長：他にはいかがでしょうか。

田中委員：子ども・子育て支援ということで、年齢的なものなのですが、どうもこれを見ると学齢期というか、15歳までの人を対象にしたような考えというか、そのような目標が多いような気がします。例えば15歳から20歳までの高校生とか、あるいは高校に行っていない若者とか、子どもとってよいのか分かりませんが、青少年に対する支援等、例えば、いろいろな意味での就業支援とか、そういったことについては触れなくてもよいのでしょうか。他の市では青少年に対するいわゆる若者の自立支援といったことで、子育ての中にも入れているのですが、そのあたり八千代市としてはどのように考えていますか。

須藤副主幹：今回の支援事業計画に関して、若者の就労支援という内容は、特に項目立てはしていませんが、世代間の交流の推進、また子どもという言葉につきましては、児童福祉法で18歳未満と捉えていますことから、参画や意見表明の場等を含めて施策の視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。委員がおっしゃる若者の就労に関するものは、58ページで施策の5-2という形で、「(2) 就労希望者への情報提供に努めます」とありますが、こちらはご結婚されているという方で、10代でご結婚される方もございますので、若くてご結婚されたり、子育てされたりしているという方を視野に入れながら就労支援をということで「(2) 就業希望者への情報提供に努めます」という形に含まれると考えております。

中山会長：今の田中委員のご指摘は、大切なところで、パブリックコメントまでに書き込むことができるかという限界はあると思いますが、その視野に入れているのだということです。委員からこのようなご発言があったことを踏まえて、全体の中でどこかに大事なことを書き込むことをご検討いただくことが1つの方策だと思います。

藤原委員：感想を2つ、あとは1つ聞きたいことがあります。今回八千代市幼児教育振興アクションプログラムの説明もあり、私は同アクションプログラムの市民委員にも入っていたので、思い出しながら聞かせてもらいました。「毎年アクションプログラムの実施状況評価・点検を行い、広く市民に報告します。」と最後に書いてあったのに、担当課における評価や点検だけであったとは少し残念です。今回の新しい子育て支援事業は国の事業なのでそのようなことはないと思いますが、市民として参加していた八千代市幼児教育振興アクションプログラムのようなことがないようにお願いします。あともう1つの感想は、先ほどから何回も出ていた放課後子ども教室のことで、7区域に1か所というのは31年度までの目標で、これで終わりではないという説明を聞いた私たちは分かるのですが、パブリックコメントを市民に出した時に同じことが聞かれると思います。それで回答するということが表現するのか、それとも最初から市の見通しがあるというのが出ていれば、市民は市に信頼を寄せるというか、きちんと考えてくれているのだなというのが伝わると思います。

どのようなやり方をするかというのは考えてもらいたいなと思います。

あと 1 つ、最後に放課後子ども教室の校外型というのが出ているのですが、54 ページと 63 ページに「放課後子ども教室校外型の開催」とあって、具体的に今の新川わくわくプレーパークだと思うのですが、八千代市幼児教育振興アクションプログラムの時にもみんなから期待されていて、八千代市の持っている財産はとてもよい環境だし、子どもたちにもよい場所だと期待されているのですが、いつのまにかプレーリーダーは安全管理員になっています。県のホームページを見ると、八千代広域公園の計画の範囲にプレーパークも入っています。そのあたりで、八千代市と県の兼ね合いはどうなっているのかを聞きたいし、八千代市は県の事業だから何もアピールしないのでしょうか。調べていってやっと分かるという状態なので、よいものをつくらうとしているのだから、八千代市としても、もっとアピールして活用できるようにされたらどうかと思います。

中山会長：どれも大事なご意見でした。最後の広域公園のことについてはいかがでしょうか。

坂巻部長：県との関係なのですが、これは現在まだはっきりしていないです。県の方で計画は出していますが、計画を出しているというのは、今八千代市が持っているプレーパークそのものが県の借地です。ですから、プレーパークそのものの位置あたりにつくるのか、そのあたりの計画がまだはっきりしていません。例えば、市側も県の借地ですので、いずれ返さなければいけないので、校外型をどのような形で立ち上げようとしているのかということなどです。要は今のプレーパークを返却した場合に、どういった形で立ち上げようとか、例えば教育委員会で持っているガキ大将の森とか、あとは自然の家とか、いろいろな自然体験型の用地・場所がありますので、そことどのような形で連携・統合していこうかというところが現在考慮中です。ですから、今現在はまだ何も申し上げられません。

藤原委員：ただ、県の地図を見たら、あの辺にプレーパークと書いてありますが。

松井課長：今部長から説明がありましたように、県の広域公園になったときに、その構想の中にはちょうど位置的にも、市が運営しているプレーパークの位置に県がプレーパークを整備するという予定です。これについては正確に何年度からというお話はなく、計画実施年度の予定はありますが、県の方で事業推進が図られていると思います。でもいずれは県の計画通りに行けば、ほぼ同位置にもうちょっと広がるのではないかと思います。ただ、それがいつ実施になるのかは明確に示されたものではありません。私どもの方でも、広域公園の用地は工事が進捗しておりませんので、その地域については県から借地という形で、プレーパークを市が実施している形です。いずれは広域公園が整備されることになれば、あそこは県の事業としてほぼ同じぐらいの位置だと認識していますが、県がプレーパークを実施していく形になると考えています。

中山会長：あと 2 点ほどあったのですが、1 つは八千代市幼児教育振興アクションプログラムのこと、それからもう 1 つはやはり学童の整備を具体的に何か示せる表現とかそのようなものがあればということです。現実にそのようなものを進めてほしいということの現れであるわけですが。

本日スタートが 30 分遅れましたから、少し延ばすにしても 4 時半を目安にと考えてはどうかと思っています。大きな対立点がなければこのまま進めていきますが、意見としてパブリックコメントを出す前に、ここだけはしっかり確認しておいた方がよいとか、あるいは要望も含めて委員から出された方がよいと思いますので、まだ発言されていない委員も含めてどうぞ。

竹内委員：個人的には具体的に言いますと、家庭的保育事業を始めたいという気持ちがかかなり固まってきました。八千代市は80ページ、「ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の「今後の方向性」のところに「小規模保育事業等の」という表現があり、「事業実施に向けた検討を行います。」とあるのですが、具体的に八千代市としてそのようなものが1つでもあった方がよいと思っておられるのか、まだ当分はなくてもよいのではないかとお考えなのかお伺いしたいです。

自分にははっきり意見を言うのが苦手ですが、今、市議会議員の方がいろいろ意見を書いていて、ある候補の方で、なぜ八千代市は家庭的保育事業をやらないのですかとずばり聞いているチラシがあります。船橋・市川・浦安・流山・印西・市原・白井・千葉の各市は実施しているという情報を得ました。家庭的保育事業というのは、来年度から国が始める方針だと思っていたのですが、他の市でこんなにたくさん既にあって、どのように充実して活動しておられるのか、具体的なことを知りたいのです。八千代市は家庭的保育事業に対してどのような考え方を持っておられるのかを伺います。

河原主査：今のご指摘は、特定地域型保育事業の内容の関係だと思います。確保の内容については、具体的に例えば以前にもお話をした通り、どの地域にどのぐらいの規模かというのを検討しながら、確保の具体的な内容について考えていきたいと思っています。基本的には公募という形で例えば小規模保育事業を受けていただける事業者を募集するとか、ニーズの中で家庭的保育が必要だという方がいらっしゃるのであれば、そういったことも含めて、地域型保育事業の内容というのは小規模保育事業と家庭的保育と居宅訪問型と事業所内保育という4種類のパターンがありますので、ニーズに合わせた形で具体的な展開をどのように図るべきかについて、今後更に検討している状況です。例えば家庭的保育事業をやりませんということではありませんし、小規模保育事業だけしかやらないということでもありませんので、その内容については、今の段階ではっきりしたことは言えないのですが、検討はしていきたいと考えています。家庭的保育は全くやらないのではないかという意見があったりするのですが、市民の皆さんにとってより良い方法については、当然考えていくべきことだと思っております。今後引き続き検討したいということを回答とさせていただきます。

竹内委員：もちろん集団の子どもを対象にした公的事业をいろいろ考えて展開することは大事だと思うのですが、やはり個性ということが人間にとっては絶対忘れてはいけない大切なことだと思いますので、家庭的保育事業のニーズがあるかどうかと、そのようなことを市民に問いかけても、何を言われているかきつと分からないと思います。非常に魅力的な事業として展開してほしいと思います。どこにも負けない個性をきちんとしっかり0歳から育てたいという意欲を持っているものですから、ぜひやらせていただきたいと願っております。

中山会長：委員のそのようなお考えが今しっかり伝わったと思います。そして、八千代市の方もいろいろな意味で幅広く検討されているということですから、それでよろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

櫻井委員：放課後子ども教室の時間のことで疑問に思ったので教えていただきたいのですが、先ほど鐘が鳴りましたが、4時になると「帰りましょう」のチャイムが鳴って、小学生の子どもたちは4時になると帰るようにと秋冬は指導されています。ですが、今の子どもたちは忙しくて、2年生になると6時間授業で4時まで授業をしています。3～4年になるとほぼ毎日6時間で、大体3時50分とか、学校によって前後はあるでしょうけど、4時近くまで

学校にいます。放課後子ども教室を既に3校運営されているというお話があったのですが、秋冬の時期は、実際に何時から何時まで運営されているのでしょうか。

須藤副主幹：確かにおっしゃる通り、夏の時期と秋冬の時期については、放課後子ども教室の帰る時間は変わります。11月1日から2月末までは冬期になり、暗くなるのが早いため、5時には家に帰り着くようにという配慮から、4時15分には学校を出るという形で、一斉の集団下校とは時間帯がずれていますが早目になっています。それ以外の時期に関しては、おおむね5時ぐらいまでですが、学校によっては自宅までの距離があるお子さんもいらっしゃいますので、子どもたちが犯罪等に巻き込まれず安全に帰れる時間ということは配慮させていただいております。

高学年になりますと、なかなかこの放課後子ども教室を利用できないのではないかとということもございしますが、市教研の日に昼食が終わりますと、結構長い時間活用することができますので、お子様によってはそのような時に活用したいとか、ほんのわずかな時間、大人から見たら20分、30分の時間であっても、小さいお子さんと交流したいという気持ちをお持ちの高学年のお子様とか、いらっしゃいますので、子どもたちの利用の仕方は様々ですが、時間については授業終了から、おおむね冬期は4時15分となっています。

櫻井委員：そうするとあげ足を取るようで恐縮ですが、高学年だと10分、下手したらクラス運営によっては行けないという子もいるということですね。実際に3校あってどれぐらいの方が利用されているのですか。

松井課長：3校目は本年10月に開始したばかりですので、実績としては25年度で申しますと、大体2校合わせて(1校)平均が26から27人ぐらいです。

櫻井委員：そんなに少ないのですか。

松井課長：登録率で言うと4割弱ですが、日替わりで皆さんいらっしゃるということです。やはり高学年、特に6年生になりますと、ほとんど利用がないというのが現実の話です。時間の関係については、学校も下校の安全という責任がございしますので、この時期になってきますと、本日は冬至に近付いて、一番日が短いころですが、学校としても登下校の安全は非常に気になるところでして、暗くなる前に児童が家に着くように配慮いただきたいというお願いも学校から来ております。ですから、夏期と冬期と時間を変更していく形になります。開催時間を延ばすことになると、児童の安全の問題も出てきます。少し利用しづらくなるかもしれないということは、確かにそうだと思います。ただ、外に施設を設けても、結局学校の終業時間が変わらなければ結果は同じ形になってしまいます。私どもとしては安全・安心を最大限考慮して、学校のご希望もありますし、そのような形の中で冬期は4時15分までとしています。大体おおむねご利用されているのは、低学年の方が大半だと認識しています。

藤澤委員：開設日は毎日なのですか。夏休みも毎日やっているのでしょうか。というのは、卒園者の保護者の方が、一時預かりがないので幼稚園で預かってくれないかという話があって、放課後子ども教室があるのだけど、希望する時にやっていないとおっしゃっていたのですが。

松井課長：現在は週に3日を基本としていまして、基本的に長期休業期間は実施していません。

藤澤委員：ということは、一時預かりの代わりにはならないということですね。

松井課長：今のところはそのような形になります。そこで私どもとしては、45ページに書かせていただいている通り、学童保育の一時利用の中で検討していきたいと考えております。

中山会長：今のやりとりは、単に福祉的な面というよりは、学校教育とか様々な制度や現実とのいろいろな意味で折り合いというか、関係の中で実施されていく内容の指摘だと思います。その中でいろいろ工夫をするということだと思います。

藤澤委員：3点お願いがあります。1点目は幼児教育振興アクションプログラムについてです。私もずっと連絡協議会が開かれないのでどうなっているのかということ非常に気にしていました。新制度においては、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携というのが必須記載事項に入ってきていますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。また会議体がないとおっしゃいますが、私たち参加する側については会議だと理解して参加していますし、代表だけではなく、全園に声をかけて集まっていただく方法もあります。これからだと私も期待をしていて、地域ごとで幼稚園等と小学校との連携の協議会ができるということを目指してはいたはずなのですが、そこが立ち消えになっていますので、今後一層、連携が進むように、必須記載事項で補助金にも関わってくることでありますから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいです。

2つ目、少し先ほどの話に戻りますが、親の学びという、親が親としての力を身につけるというのは非常に大事な視点で、次世代育成支援でも大事にしてきたと思っています。内容としては、こちらの中に例えば47ページの「⑥親学習支援事業の実施」、それから48ページの「③家庭教育推進事業の実施」ということで入っていますが、できれば施策の方向性の中に親が親としての力を身につけるとか、親の学びの支援だとかいうことで、親の学習、親の学びのところは別に章立てしていただけたらというのがお願いです。もう1つ、35ページの(2)②のところにも、「子育て学習講座の開催」ということで、また親の学びのところが入ってきています。そのような形で親が親として育っていくための学びの機会というのをに入れていただきたいと思います。

それと同時に3点目ですが、昨日八千代市子ども人権ネットワークの会議が開かれまして、私も参加させていただいて、子どもの権利に関する条例の制定の報告書が素案として挙がってきたということで、条例制定はこれからの問題になりますが、条例制定するしないに関わらず、やはり子ども自身が、子どもの人権に関して学ぶ機会をきちんと設けるということが大事なことなのではないかということです。条例がなくてもきちんと施策を充実していただければという意見もありましたので、施策として子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を設けていただく。それから、子どもの権利についての学びというのは、子ども自身もちろんそうだし、親も子どもの権利について学んでいただく。それから関係者、一般市民も子どもの権利についてきちんと学ぶ機会、子どもの人権を保障するということは、子どものいじめ・虐待の防止にもつながりますし、子どもが自分自身の持っている権利について学ぶ、それは相手をも大事にする、相手も同じように人格を持った1人の人間だということを理解することです。それはやはりいじめの防止、お互いを尊重することにもつながっていきますので、そのあたりをどこか最初のあたりで、例えば33ページの最初の「(1)子どもの最善の利益を尊重するための基盤づくりを推進します」というあたりに、子どもの権利保障というようなことについて加えていただけないかというお願いです。

中山会長：いずれも大事なことですね。ご意見として検討いただくことをしていただきたいと思います。いずれにしても、大事なことが各委員からたくさん出ました。まだ発言されたい方がいれば求めますが、司会としてはここで閉じてよろしければ閉じる方向でまとめていき

と思うのですがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日、パブリックコメントを前提にして、各委員から出されたものは、いずれも司会として大事なご指摘だったと思います。またそれに対してお答えいただいた市の方も、その意見に全く反するものではなく、十分に理解をしたうえで、責任を持ってどのように対応するかという考えからの回答だったと思います。このような場を設けたことによって、再度、市としてはパブリックコメントの前にぜひ委員の意見を斟酌していただいて考えていただくこととなります。そのうえでもやはり市民に提供する時に、これ以上誤解のないような形のコメントになると思うので、その辺は今度出される、1月のパブリックコメントの時に示されるものと思います。その後はまた市民がいろいろな意見を寄せてくるものだと思いますが、本日いろいろなことで述べていただいたことが、これから活かされてまとめられていくと思います。市から何か今私が言ったことについて発言があればしていただきたいのですがよろしいですか。

では、ないようでしたら、本日の議題はパブリックコメントの前までの最終検討ということで、大筋認めていただいたと考えておりますので、そのうえで細部につきましては、重々ご指摘は市の方に伝わっていると思いますので、検討いただくということでお願いします。では、事務局より皆さんに次回の会議開催日程についてご説明したいということですのでよろしくお願いします。

河原主査：それでは次回の会議の開催日程と報酬のお支払い等についてご説明します。初めに次回の会議の開催日ですが、年明けの2月18日水曜日、午後2時からを予定しております。詳細につきましては、開催通知をもって委員の皆様にお知らせします。その際はご出欠の確認をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議にご出席いただいた報酬のお支払いについてでございます。年末年始を挟んでおりますので、大変申し訳ございませんが、1月22日木曜日頃を予定しております。

最後に、(仮称)八千代市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、本日委員の皆様から頂戴したご意見等を踏まえまして、素案の整理を行ったうえで、パブリックコメントを早ければ新春早々に実施してまいりたいと考えております。また、パブリックコメントの実施にあたりましては、仮称を取りまして、八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案という形で実施してまいりたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

藤澤委員：素案ができれば、パブリックコメント前に委員に送っていただけるとはいいですね。

河原主査：お送りします。

中山会長：今の事務局の説明に対して、何かございますか。ありませんか。ないようですので、本日は長時間になりましたが、これをもって終了とさせていただきます。年内もあと数日になりました。皆さんにおかれましては、健康に留意されて良い年をお迎えください。ではこれで終了とさせていただきます。